

○ 愛知県都市職員共済組合職員の旅費に関する規則

(平成 10 年 3 月 31 日)
(平成 10 年規則第 11 号)

改正 平成 16 年 3 月 5 日規則第 1 号
平成 16 年 6 月 30 日規則第 7 号
平成 18 年 3 月 31 日規則第 3 号
平成 26 年 2 月 20 日規則第 3 号

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条—第 13 条)
- 第 2 章 内国旅行の旅費 (第 14 条—第 27 条)
- 第 3 章 外国旅行の旅費 (第 28 条)
- 第 4 章 雑則 (第 29 条—第 31 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、愛知県都市職員共済組合（以下「組合」という。）の業務（以下単に「業務」という。）のため旅行する組合の職員及び職員以外の者に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規則において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- (2) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (3) 出張 職員が業務のため一時その勤務所を離れて旅行することをいう。
- (4) 赴任 新たに採用された職員（他の共済組合の職員、地方公務員、国家公務員等であった者のうち理事長が定めるもので引き続いて採用されたものに限る。）がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務所に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務所から新勤務所に旅行することをいう。
- (5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又はその遺族が生活の本拠地となる地に旅行することをいう。
- (6) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。
- (7) 遺族 死亡した職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡の当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

- 2 この規則において「何々地」という場合には、本邦にあっては市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域）をいい、外国にあってはこれに準ずる地域をいうものとする。ただし、「在勤地」という場合には、勤務所から8キロメートル以内の地域をいうものとする。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

- 2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。

- (1) 職員が出張又は赴任のため内国旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員
- (2) 職員が出張又は赴任のため内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族
- (3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族
- (4) 職員が出張のため外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員
- (5) 職員が出張のため外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

- 3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、愛知県都市職員共済組合職員就業規則（平成10年愛知県都市職員共済組合規則第6号）第20条第2号又は第27条第1項各号に掲げる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

- 4 職員又は職員以外の者が、理事長の依頼又は要求に応じ、業務の遂行を補助するため旅行した場合には、その者に対し旅費を支給する。

- 5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。）が、その出発前に次条第3項の規定により旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更（取消しを含む。以下同じ。）され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で理事長が定めるものを旅費として支給することができる。

- 6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他理事長が定める事情により概算払いを受けた旅費額（概算払いを受けなかった場合には、概算払いを受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で理事長が定める金額を旅費として支給することができる。

（旅行命令等）

第4条 旅行は、理事長若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令等によって行わなければならない。

- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては業務の円

滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者（旅行命令を発せられた者又は旅行依頼をされた者をいう。以下同じ。）の申請に基づきこれを変更することができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又は変更しようとする場合には、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行について必要な事項を記載しなければならない。
- 5 前項に規定する旅行命令簿等の様式は、理事長が別に定める。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更を申請しなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をする暇がない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
- 3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をしないで、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の種類）

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。
- 6 旅行雑費は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。
- 10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。
- 11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のため現に要した日数による。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

3 第3条第2項第1号から第4号までの規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

第9条 旅行者が同一地域（第2条第2項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算した滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額を定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時ほかの地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

(平16規則7・一部改正)

第10条 私事のため在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額を支給する。

第11条 1日の旅行において旅行雑費又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下この条において同じ。）について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による旅行雑費又は宿泊料を支給する。

(平26規則3・一部改正)

第12条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第13条 旅費（概算払いに係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払いに係る旅費を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項に規定する請求書に必要な書類の添付を求めることができる。こ

の場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

- 3 概算払いに係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後、所定の期間内に当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 4 理事長は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。

第2章 内国旅行の旅費

(鉄道賃)

第14条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び座席指定料金による。

- (1) その乗車に要する運賃
 - (2) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金
 - (3) 前号の規定に該当する線路で座席指定料金を徴する客車を運行するものによる旅行の場合には、前2号に規定する運賃及び急行料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。
- (1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で一の乗車区間が100キロメートル以上のもの。
 - (2) 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で一の乗車区間が50キロメートル以上のもの
- 3 第1項第3号に規定する座席指定料金は、一の乗車区間が100キロメートル以上のものに限り、支給する。

(船賃)

第15条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を3段階に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃
 - (2) 運賃の等級を2段階に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃
 - (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
 - (4) 職務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
 - (5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び寝台料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第16条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第17条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第12条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(旅行雑費)

第18条 旅行雑費の額は、別表第1の定額による。

2 片道が鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の旅行の場合における旅行雑費の額は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額による。

3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもってそれぞれ陸路1キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。

4 愛知県内の旅行の旅行雑費の額は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、第1項の定額の4分の1に相当する額による。

5 同一地域に滞在する場合における旅行雑費の額は、その地域に到達した日の翌日からその地域を出発する日の前日までの期間は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、第1項の定額の2分の1に相当する額による。ただし、愛知県内の旅行は、その全旅行日数について前項の規定を適用する。

(平16規則1、平16規則7、平26規則3・一部改正)

(宿泊料)

第19条 宿泊料の額は、別表第1の定額による。

(食卓料)

第20条 食卓料の額は、別表第1の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合に限り、支給する。

(移転料)

第21条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第2の定額による額

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員

が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

- 3 旅行命令権者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第22条 着後手当の額は、別表第1の旅行雑費定額の3日分及び宿泊料定額の3夜分に相当する額による。

(平26規則3・一部改正)

(扶養親族移転料)

第23条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に掲げる額の合計額

イ 12歳以上の者 その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに旅行雑費、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

ロ 6歳以上12歳未満の者 イに規定する額の2分の1に相当する額

ハ 6歳未満の者 その移転の際における職員相当の旅行雑費、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する額を加算する。

- (2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第21条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じ計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。

- (3) 第1号イからハまでの規定により旅行雑費、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

(平26規則3・一部改正)

(在勤地内旅行の旅費)

第24条 在勤地内における旅行については、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

- (1) 交通機関を利用する必要があるときには、これに要する鉄道賃、船賃及び車賃の実費

(2) 業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、別表の宿泊料定額の範囲内の宿泊料の実費

(3) 次条第1項第3号に該当する場合には、同号に規定する額の移転料

(平16規則1・一部改正)

(在勤地以外の同一地域内旅行の旅費)

第25条 在勤地以外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

(1) 鉄道100キロメートル以上、水路50キロメートル以上又は陸路25キロメートル以上の旅行の場合には、第14条、第15条又は第17条の規定による鉄道賃、船賃及び車賃

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃及び車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される旅行雑費定額の2分の1に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する鉄道賃、船賃及び車賃

(3) 前2号の規定に該当する場合を除くほか、愛知県内の旅行については、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により鉄道賃、船賃及び車賃を要する場合には、その実費額

(4) 職員が、職員のために組合が設置した宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合には、別表第2の鉄道50キロメートル未満の場合の移転料定額の3分の1に相当する額（扶養親族を随伴しない場合には、その2分の1に相当する額）の移転料。この場合においては、第23条第1項第3号の規定を準用する。

2 第18条第3項の規定は、前項第1号の場合について準用する。

(平16規則7、平26規則3・一部改正)

(退職者等の旅費)

第26条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費

イ 退職等となった日にいた地から退職等の命令の通知を受けた日にいた地までの前職務相当の旅費

ロ 退職等の命令の通知を受けた日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等の命令の通知を受けた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

(3) 事務引継ぎ又は残務整理のため退職者等に旅行を命じたときは、前職務相当の旅費

(遺族の旅費)

第27条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職相当の旅費

(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第7号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第23条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

第3章 外国旅行の旅費

(外国旅国の旅費)

第28条 本邦と外国との間における旅行及び外国における旅行について支給する旅費は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定に準じて理事長が定める。

第4章 雑則

(旅費の調整)

第29条 理事長は、旅行者が組合が設立した宿泊施設等を利用した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この規則の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 理事長は、旅行者がこの規則の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、別に定める旅費を支給することができる。

3 職員が役員等（愛知県都市職員共済組合の役員等の旅費に関する規則（平成10年愛知県都市職員共済組合規則第4号。）第1条に規定する役員等をいう。以下この項において同じ。）に随行して旅行する場合には、役員等と同額の旅費を支給する。

4 別表の定額を異にする者が共に旅行する場合には、上級の者の旅費を支給する。

(旅費の特例)

第30条 理事長は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この規則の規定による旅費が支給できないとき、又はこの規則の規定による旅費が同法第15条第3項又は第64条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(委任)

第31条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成10年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 愛知県都市職員共済組合職員の旅費に関する規程（昭和37年愛知県都市職員共済組合規程第2号）は、廃止する。
- 3 この規則の規定は、施行日以後に出発した旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお、従前の例による。

附 則（平成16年3月5日規則第1号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年6月30日規則第7号）

この規則は、公告の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成18年3月31日規則第3号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行し、改正後の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則の一部を改正する規則第13条第3項の規定は、平成18年4月1日以後に勤務場所の異動を命じられたときから適用する。
- 2 前項の規定による改正後の愛知県都市職員共済組合職員の旅費に関する規則の規定は、切替日以後に出発する旅行から適用し、切替日前に出発した旅行については、なお、従前の例による。

附 則（平成26年2月20日規則第3号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1 旅行雑費、宿泊料及び食卓料（第18条—第20条、第22条—第25条関係）

区 分	旅 行 雑 費 (1日につき)	宿 泊 料 (1夜につき)	食 卓 料 (1夜につき)
6級以上の職務にある者	1,800円	10,900円	2,600円
5級以下の職務にある者	1,600円	10,900円	2,200円

(平18規則3・一部改正、平26規則3・全部改正)

別表第2 移転料（第21条、第25条関係）

鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満	鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満	鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満
107,000円	123,000円	152,000円	187,000円
鉄道500キロメートル以上1000キロメートル未満	鉄道1000キロメートル以上1500キロメートル未満	鉄道1500キロメートル以上2000キロメートル未満	鉄道2000キロメートル以上
248,000円	261,000円	279,000円	324,000円

備考 路程の計算については、水路及び陸路の4分の1キロメートルを持って鉄道1キロメートルとみなす。